

令和6年第3回
八潮市議会定例会

条例案の概要

令和6年9月2日招集

議案第72号

八潮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則を廃止する。

(2) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年12月2日

(2) 適用区分

この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第73号

八潮市上水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令による水道法施行令の一部改正を踏まえ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改める等するための改正

2 内 容

(1) 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の改正（第3条、第4条関係）

- ① 実務経験年数に他分野の実務経験を加味
- ② 学歴・学科要件における「土木工学科」以外の課程の追加等
- ③ 国家資格（1級土木施工管理技士）の追加

(2) 所掌事務の移管に伴う規定の整備（第4条関係）

現行	改正後
厚生労働大臣	→ 国土交通大臣及び環境大臣

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日。ただし、2(2)は公布の日

(2) 経過措置

この条例の施行の際現に改正前の条例に規定する講習の課程を修了した者は、改正後の条例に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

議案第74号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更

1 趣 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う変更

2 内 容

被保険者証及び資格証明書が廃止されることに伴う規定の整備

現行

改正後

被保険者証及び資格証明書 → 資格確認書等

3 施行期日

令和6年12月2日